平成２６年（フ）第１３号
京都府福知山市字猪崎1262番地
破産者　山根　英子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第３６４５号
大阪府豊中市刀根山６丁目14番５―206号
破産者　袞清秀こと　大原　清秀
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８４号
大阪府枚方市津田元町３丁目31番14号
破産者　市口　行雄
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４４号
大阪市旭区新森２丁目14番28号、前住所大阪市旭区新森３丁目14番12号
破産者　波々伯部美里
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３号
大阪市城東区関目５丁目19番４号　エトワール池田205号室、申立時の住所大阪府守口市八雲中町１丁目21番３号
破産者　伊東与志子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８５号
大阪府東大阪市衣摺５丁目１―７、住民票上の住所奈良県香芝市今泉653番地７
破産者　大西建設こと　大西　俊則
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２１号
大阪府東大阪市稲葉１丁目８番46号　デ・シャント206号
破産者　中屋　賢二（旧姓浅利）
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２４号
大阪市天王寺区大道２丁目13番20号　ノアーズアーク四天王寺401号
破産者　サムシングデザインこと　中村　善晴
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２５号
大阪市天王寺区大道２丁目13番20号　ノアーズアーク四天王寺401号
破産者　中村　聖子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５９号
東京都世田谷区下馬３―11―９　アルス下馬Ⅱ305、住民票上の住所大阪市西区千代崎２丁目５番８号　202
破産者　米家　宏之（旧姓上原）
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６５号
兵庫県洲本市小路谷1277番地３　コーストビューサントピアプリーザ414号
破産者　木村　信一
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２５６号
大阪府池田市槻木町１番８号　タムラビル401号室
破産者　山荘　尚栄
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７１号
大阪府高槻市辻子３丁目40番４号、開始決定時の住所大阪府高槻市北大樋町15番１―809号
破産者　牧　　誠治
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目17番11号
破産者　森山　諒太
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
広島市中区猫屋町３番２―1305号、開始決定時の住所広島市佐伯区薬師が丘３丁目３番15号
破産者　児玉　武文
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８号
広島市中区猫屋町３番２―1305号、開始決定時の住所広島市佐伯区薬師が丘３丁目３番15号
破産者　児玉　要子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６１号
広島市佐伯区杉並台７番地19
破産者　シルバーサービス西日本センターこと　太田　弘文
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６号
北九州市小倉北区中井１丁目７番14号　特別養護老人ホーム　ソレイユ中井、住民票上の住所北九州市八幡東区勝山１丁目11番６―801号
破産者　下田　良治
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部